

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

#### 第四章 厚生労働省関係

##### (職業安定法の一部改正)

第六条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介」を「第

二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条―第二十九条の九）

に、「第三十三条の五」を「

三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

」

第三十三条の四」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四条第七項中「、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を

行う地方公共団体をいう。

第五条第四号中「の者」の下に「（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）」を加える。

第五条の二の見出し中「職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「及び」の下に「特定地方公共団体、」を加える。

第五条の三第一項中「及び職業紹介事業者」を「特定地方公共団体及び職業紹介事業者」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第五条の五中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第五条の六第一項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第五条の七中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

第二十九条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

特定地方公共団体は、取扱職種の種類等(その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。)を定めることができる。

特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(事業の廃止)

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するとき、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章の章名を次のように改める。

### 第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第三十二条の十二第一項中「その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。）」を「取扱職種の範囲等」に改める。

第三十三条第一項中「職業安定機関」の下に「及び特定地方公共団体」を加え、「から第三十三条の四まで」を「及び第三十三条の三」に改め、同条第四項中「第三十二条の十六まで」を「前条まで」に、「第三十二条の十六第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条の四を削る。

第三十三条の五中「、第三十三条の三第一項」を削り、同条を第三十三条の四とする。

第三章第三節中第三十三条の六を第三十三条の五とし、第三十三条の七を第三十三条の六とする。

第四十六条中「第三十三条の五」を「第三十三条の四」に改める。

第四十八条中「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四十八条の四第一項中「職業紹介事業者、」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者、」に、「当該

職業紹介事業者」を「当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「、労働者の募集又は」を「を行う者（第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。）又は労働者の募集若しくは」に改める。

第五十一条の二中「第三十三条第一項」を「特定地方公共団体、第三十三条第一項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に、「無料職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

第八条 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雑則（第三十一条―第三十八条）」を  
「第七章 国と地方公共団体との連携等（第三  
第八章 雑則（第三十三条―第四十条）」

十一条・第三十二条）

に改める。

」

第二条中「含む。」の下に「、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

#### 第七章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条中「施策が」を「施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、」に改める。

第三十八条の見出しを削り、同条第一項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項第四号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

#### (罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条の次に次の一条及び章名を加える。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章  
雜則

